

令和5年度第8回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年10月10日(火)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時38分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井上 武	出席	6番	田邊 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	黒木 美由紀	出席			
	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野 勝仁	出席
	9番	吉次 純一郎	出席	15番	板 秀樹	出席
	10番	白川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本 美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	欠席	18番	山田 安身	出席
議事録署名委員	5番	井田 厚美		6番	田邊 元史	
出席吏員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司			農業委員会事務員 田邊 操枝		
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
報告事項	(1) 農地の復元状況の報告について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の修正について (4) 農作業標準料金協定額の一部変更について
その他	(1) 令和5年度第9回南部町農業委員会総会日程 (2) 農業者年金対象者リストアップについて

		<p>譲受人： から が売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件を満たしています。 10 アール当たりの売買価格は 円でございます。</p> <p>番号 4 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m² 合計：畑 1 筆 m² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 譲受人： から が売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件を満たしています。 10 アール当たりの売買価格は 円でございます。 番号 3 と番号 4 は、元々はひとつの筆でございましたが、さんとさんがそれぞれ分けて使いたいとの事で、分筆をして今回の申請をされました。</p>
	議長	議案第 1 号につきまして質疑に入ります。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	<p>農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 4 頁）】</p> <p>番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田 m² 合計：田 1 筆 m² 契約種別：賃貸借 用途：雑種地 目的及び概要：乾燥施設 貸人： 借人： この申請地は 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第 1 種農地に該当しますが、農業用施設その他、地域の農業振興に資する施設であるため、不許可の例外規定に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。 賃借料は、10 a 当たり 1 年間で 円と聞いております。併せて、の集落説明、同意を頂いていますし、隣の 集落からの同意書も頂いています。水利組合等の同意書も頂いています。</p>
	議長	委員が代表をされている の案件ですが、農業委員は退室をお願いしますが、最適化推進委員は議決権がございませんので、このまま審議を進めます。議案第 2 号につきまして現地調査報告を市川職務代理よりお願いします。

市川職務代理	<p>本日、午前9時から、恩田会長、井上委員、庄倉委員、田邊委員、岡田委員、足井委員、松本委員、野口委員、亀尾局長、産業課の藤原課長、前田主幹、私の12名で現地調査を行いました。</p> <p>場所は現地調査資料の9ページをご覧ください。赤丸の所が申請地で、下側に行くと、上側に行くと になります。現在申請地は自己保全されており草刈り管理がされています。</p> <p>土地の利用と排水計画ですが、11ページをご覧ください。図面の下側に乾燥施設、穀庫、粉塵庫の建屋が並びます。図面の左側は従業員用車、大型トラック等の駐車場になります。進入路は右側のピンク色の部分になります。</p> <p>雨水は、図面の右側に大半が流れるようになっています。そこに排水柵を新設されて、右の用水路の方に流れる形になります。1枚の田を分筆した関係で左側は田のままに残りますので、用水路を新設されます。なお、水道施設等はなく、簡易トイレを設置されます。下水処理はいたしませんので下水排水はございません。</p> <p>造成については12ページを見て下さい。右の町道の高さまで約1m埋め立てる形です。建屋の周りはコンクリで、建屋の前の方の網目部分はアスファルト舗装、駐車場の所は砕石となります。分筆した残りの田と下側の田との境界はL字で擁壁を造られます。右側は道路ですので特に困うことはされません。</p> <p>本日の現地調査で、用水が改修してあり、その残土が残っているのを確認しました。現地調査委員から質問があるかもしれませんが、概ね転用は妥当であると判断しました。</p>
議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
黒木委員	現在は、どのようにされていて、何故このような施設を建てることになったのか。それから、この施設を建てられた後の展開のようなことをお聞きしたいと思います。
局長	<p>現在、 さんは 集落にある乾燥調整施設を利用されています。</p> <p>がある 地内に乾燥調整施設をお持ちではありません。刈り取った水稲を まで持って行き、そこで袋詰めをして出荷をされている現在の状況が非常に非効率と言う事でございます。それから、規模を少しずつ拡大しておられて、現在は ha と、10年前より大きく経営面積を拡大しておられて、 の施設では手狭になったことも理由でございます。今後は、事務所がある 地内に乾燥調整施設を建設して効率的に経営を図っていきたいと言う事でございます。新しく建てられる乾燥調整施設は、周辺の方々も利用できるようにされると聞いております。補足ですが、 の乾燥調整施設は借りておられて、施設を持ちたいというのも大きな理由と聞いております。</p>
黒木委員	分かりました。
庄倉委員	大きな施設になると思いますが、予算はどれくらいで、返済計画をお聞きしたいと思います。それから、大型の重機も入ってくると思いますが、前の道路幅はどのくらいですか。
局長	道路幅につきましては、広い所と狭い所がございますが、現地で測り6mから7mの道幅があることを確認しております。

	<p>それから、資金調達については必ず申請をすることになっております。事業費の総合計は 円、 円を借入れ、補助金を 円、残りが自己資金と伺っております。 年間の返済計画となっております。</p>
庄倉委員	<p>大型重機が入るのに問題ない道路幅があると言う事ですか。</p>
局長	<p>10t 車が十分に入る幅だと判断しております。</p>
庄倉委員	<p>分かりました。</p>
田邊委員	<p>約 m^2 の農地の約半分を転用されるわけですが、10 ページの公図を見ますと、申請地が筆全体の 6 割くらいの面積になっているように見えます。図面として問題があるのではないかと思います。</p> <p>それから、本日の現地調査で道路の手前に砂が埋めてありました。これは事前着工に当たるのではないかと思います。この 2 点をお伺いします。</p>
局長	<p>10 ページの図面は法務局が発行した公図で、 の部分が途中で切れた形の図面になっています。実際は左の方にまだ広がっています。事務局として不明確な図面で申し訳ございませんが、全体が約 m^2 で、今回の申請地が約 m^2 で、 は、公図では途中で切れていますが約 m^2 ございます。</p> <p>2 点目ですが、本日の現地調査に行った時に、道路側の進入路の辺りに真砂土が置いてありました。調査前に把握していながら事務局として撤去の申し出をしておりませんでした。申し訳ありませんでした。経緯は、11 ページの図面右側の道路側の水路の補修工事を として行った際に出た真砂土をそのまま放置されていたと言う事でした。現地調査の後に確認したところ、水路工事後に撤去する予定だったけれども怠っていたので、至急撤去すると言う事でした。事務局から指導をして、明日から今週中をめどに撤去するとの回答を頂いております。</p>
議長	<p>現況は、申請地は m^2 で全体の約半分です。しかし 10 ページの図面では半分以上の所で線が引っ張ってあります。法務局云々ではなく、現況と図面が違うのはおかしいです。</p> <p>それから、1 週間以内に残土処理をされるとの説明ですが、その説明では、今日は許認可を与えられないことになります。1 週間後に誰が確認するのですか、もし撤去されなかったらどうするのですか。総会は、委員の皆さんに集まって頂いて、審議をして許認可を与える会です。1 週間後ではなく今日結論を出さなければいけません。過失で残土が残っていたが、早急に対処してもらうので、本日の会で許認可を与えて欲しいと説明されないと、1 週間後にまた集まって審議をするのですか。</p>
局長	<p>残土の件は早急に撤去をお願いしますので、事務局からは、本日、許可を頂きますようお願いしたいと思います。</p> <p>また、公図の件は、この農地に対して半分程度の所であると確認しておりますので、口頭で申し訳ございませんが、図面の線を引く位置の修正をお願いいたします。</p>
市川職務代理	<p>補足します。面積の件は、14 ページを見ていただきますと、分筆前の全体の面積が m^2 で、その内の黄色枠部 m^2 が申請地で、全体の半分弱が申請地の大きさであることが分かると思います。</p> <p>残土につきましては、事務局と私で撤去前と撤去後の写真を残して、正式な資料として皆様にご提示したいと考えております。</p>

	議長	全体が m ² で申請地が m ² ならば残地の方が広くなくてはいけません。10 ページの赤枠線がおかしいと言っているのです。
	局長	10 ページの図と 14 ページの図が不整合で、事務局が分かりづらくしてしまいました。次回からは、一目で把握できるように気を付けたいと思います。申し訳ございませんでした。
	田邊委員	この件につきましては、今後は、切り図をそのまま使うのではなく、工夫されて、全体が分かるようにお願いしたいと思います。
	局長	以後、分かりやすいように提案をさせていただきます。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
5. 報告	議長	『(1) 農地の復元状況の報告について』説明を求めます。
(1) 農地の復元状況の報告について	局長	【『(1) 農地の復元状況の報告について』朗読 (議案書 5 頁)】
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について	議長	『(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』説明をお願いします。
	局長	【『(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』朗読及び補足説明 (6 頁)】 賃借料は、10 a 当たり 円と報告を頂いています。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
(3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の修正について	議長	『(3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の修正について』説明をお願いします。
	局長	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想修正について、前回、前々回と産業課より修正案を出ささせていただいております。こちらが最終案と言う事とございました。前回の中で (2) 番の推進体制の中で、どこが音頭をとるのかというご質問がございました。その事につきまして、“①事業推進体制等、町は”と、町が頭になって行うというところで、構想の修正が加えられたものでございます。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
(4) 農作業標準料金協定額の一部変更について	議長	『(4) 農作業標準料金協定額の一部変更について』説明をお願いします。
	局長	1 番下の一般労務ですが、鳥取県最低賃金が 46 円上がって 900 円になったことに伴いまして、標準額を県に合わせた 900 円に訂正しました。標準料金につきましては、毎年 1 月に策定委員会で策定をして頂いていますが、途中で変更になりましたので、皆様に報告をさせていただきます。
	議長	質問はございませんか。
	野口委員	標準料金を策定する当たり、作業の委託者と受託者が集まられたと思いますが、その場で何か要望などの意見が出ていましたら教えて下さい。
	局長	お手持ちの資料は、今年の 1 月に策定をされたものでございます。令和 6 年度のものにつきましては年明けに開催を予定しております。
6. その他	議長	『(1) 農業者年金対象者リストアップについて』説明をお願いします。
(1) 農業者年金対象者	局長	事務局からのお願いでございます。農業者年金加入推進対象者リストアップのお願いという資料をお配りしています。担当される地域に推進対象

リストアップについて		となる方がおられましたら、この用紙にご記入の上、11月の総会に事務局まで提出をお願いします。毎年12月に行う加入推進会議の資料とさせて頂きます。(資料に載っている加入資格朗読) ご不明な点がございましたら事務局までお尋ね下さい。2ページ目は、現在、農業委員会が把握している対象者リストで、昨年度までの加入推進状況を記載しています。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
令和5年度第9回農業員会総会の日程について	議長	令和5年度第9回南部町農業委員会総会は、令和5年11月10日(金)に開催します。
地域計画策定に係る研修会、その他	局長	本日の総会終了後に、鳥取県農業会議の倉益局長と井上課長を講師にお迎えし、地域計画策定に係る農業委員会の役割について研修会を行います。
	庄倉委員	女性農業委員の会から報告とお願いです。先月の総会の中で、黒木委員さんより乾燥調整施設についての質問がありました。女性農業委員の会として、乾燥調整施設の視察研修を、10月20日の3時から で行います。皆さんの方がお詳しいと思いますので、一緒に参加して頂いて、色々教えて頂きたいと思いますので、ご参加をお願いします。
	議長	カントリーエレベーターの方が設備も組織も大きいので、きちんとした説明も、安全対策もしてくれると思います。
	庄倉委員	カントリーエレベーターに受け入れてもらえるか、ヘルメットは要るのか、確認してもらえませんか。
	議長	農業委員会の事は動きますが、女性農業委員の会の事は女性農業委員で自主的に動いて下さい。
	庄倉委員	検討しまして、皆さんには、改めて20日までに連絡します。
	黒木委員	私からも報告をさせていただきます。ジェンダー平等の昨今ですが、鳥取県には女性協議会という組織があり、先日行われた会に、南部町から私が出席しました。皆さんに聞いていただきたいのは、協議事項3番の(2)の令和5年度中国四国ブロック研修会が、香川県で11月16日から2日間の日程で開催されます。これに私は出席する予定にしています。何故出席するかといいますと、(3)番目に書いてありますが、来年度は中国四国ブロック研修会が鳥取県で開催されるからです。会場はコンベンションセンターで、第1希望が11月7日から8日、第2希望が11月27日から28日で、日程も内容も決まっていますが、米子市に近い南部町は準備など協力しなくてはいけないと思っていますので、皆様宜しく申し上げます。特に女性委員の方は全面的な協力を何卒宜しく申し上げます。 それから、(4)番目の全国農業新聞の活用推進について、女性委員が農業新聞の購読者を増やしたら補助があります。それを、来年開かれるブロック研修会のおもてなしに回してはというお話がありましたが、この場で決めることは出来ないと言う事で次回開催の委員会で提案することになりました。4番は、黒丸は、女性、男性関係なしに全員に参加して頂きたい研修会で、白丸は女性委員さんに出席をお願いします。
	閉会	議長